

令和2年第4回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その8)

堺 市

目 次

	頁
議案第 115 号 堺市市税条例の一部を改正する条例	3
議案第 116 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第 117 号 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	9
議案第 118 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	13
議案第 119 号 堺市いじめ問題再調査委員会条例	15
議案第 120 号 堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	19
議案第 121 号 堺市立ビッグバン条例	21
議案第 122 号 PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について	29
議案第 123 号 負担付き贈与の受入れについて	31
議案第 124 号 大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する協議について	33
議案第 125 号 町の区域の変更及び新設について	37
議案第 126 号 市道路線の認定について	41
議案第 127 号 高石市の市道路線認定に関する承諾について	53
報告第 20 号 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について	59

令和 2 年第 4 回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和 2 年 8 月 21 日

堺市長 永 藤 英 機

- 議案第 115 号 堺市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 116 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 117 号 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 118 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 119 号 堺市いじめ問題再調査委員会条例
- 議案第 120 号 堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例
- 議案第 121 号 堺市立ビッグバン条例
- 議案第 122 号 PFI による大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の変更について
- 議案第 123 号 負担付き贈与の受入れについて
- 議案第 124 号 大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する協議について
- 議案第 125 号 町の区域の変更及び新設について
- 議案第 126 号 市道路線の認定について
- 議案第 127 号 高石市の市道路線認定に関する承諾について
- 報告第 20 号 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の報告について

堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第45条の3の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第45条の4 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第101条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第101条中「納税義務者」の次に「、現所有者」を加え、「第45条若しくは第45条の2第2項」を「第45条、第45条の2第2項若しくは第45条の4」に、「又は第93条」を「若しくは第93条」に、「又は報告書」を「若しくは報告書」に改める。

附則第22条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第23条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第17条第2項の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第45条の4の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

堺市市税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴う所要の改正等を行うものであること。

(1) 固定資産税について、土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡している場合に、現所有者（相続人等）に対し、氏名、住所等の必要な事項を申告させることを定めるとともに、当該申告に係る過料について定めるもの

(2) 個人の市民税について、新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術又はスポーツに関する行事を中止等した主催者に対する入場料金等払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用について定めるもの

(3) 規定の整備を行うもの

2 施行期日

令和3年1月1日から施行するものであること。

堺市手数料条例の一部を改正する条例

・堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市手数料条例の一部改正について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市重度障害者医療費助成条例の一部を 改正する条例

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和48年条例第54号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項を次のように改める。

- 2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府の区域（本市の区域を除く。）内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる者（同法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）のうち前項各号のいずれかに該当する者（以下この項において「住所変更者」という。）であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、前項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている住所変更者であって、現に入院等をしている病院等（以下この項において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。

第2条第4項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（本市の区域内に所在するものに限る。）又は児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（本市の区域内に所在する障害児入所施設に限る。）に入所することにより当該施設」を「入院等をしたことにより、病院等（本市の区域内に所在するものに限る。）」に、「者であって、当該施設に入所」を「者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）のうち第1項各号のいずれかに該当する者であって、当該病院等に入院等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、

同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定継続入院等対象者のうち次の各号に掲げる者は、第1項の規定にかかわらず、この条例による助成を行うものとする。

(1) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をする事によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

(2) 継続して入院等をしている2以上の病院等のうちの病院等から継続して他の病院等に入院等をする事（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際に本市の区域内に住所を有していたと認められるもの

第3条第1項中「及び精神病床への入院に係る給付」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第2条の規定は、施行日前に同条第2項に規定する病院等に入院、入所又は入居をし、当該病院等の所在する場所に住所を変更したと認められる者（施行日から令和3年10月31日までの間に新たに住所を変更したと認められる者を除く。）については、同年11月1日から適用する。

3 この条例による改正後の第3条の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

堺市重度障害者医療費助成条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

福祉医療費助成制度に関する研究会において作成され、令和2年1月に公表された「福祉医療費助成制度に関する研究会報告書」に基づき、大阪府において令和3年4月から重度障害者医療費助成制度における助成の拡充及び住所地特例に係る見直しが行われることを踏まえ、本市における当該助成制度に係る助成の範囲及び住所地特例の対象施設等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正)

第1条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例(昭和55年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び精神病床への入院に係る給付」を削る。

(堺市子ども医療費助成条例の一部改正)

第2条 堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(以下「療養の給付等」という。)」及び「(精神病床への入院に係る給付を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の一部改正について

1 改正の趣旨

福祉医療費助成制度に関する研究会において作成され、令和2年1月に公表された「福祉医療費助成制度に関する研究会報告書」に基づき、大阪府において令和3年4月から福祉医療費助成制度における助成の拡充が行われることを踏まえ、本市におけるひとり親家庭医療費及び子ども医療費の助成の範囲について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

堺市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項に規定する重大事態(以下単に「重大事態」という。)の調査結果について調査(以下「再調査」という。)を行うため、本市に堺市いじめ問題再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、重大事態の調査結果について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、再調査の対象となる重大事態ごとに委員7人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育等に関して専門的な知識及び経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、再調査の対象となる重大事態ごとに市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から重大事態の調査結果に係る調査審議が終了する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解嘱することができる。

(1) 3親等以内の親族が再調査の対象となる重大事態の当事者であることが明らかになった場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると市長が認める場合

(特別委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱

する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

4 前条第2項の規定は、特別委員について準用する。

(報酬)

第6条 委員(特別委員を含む。)の報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童若しくは生徒(以下「児童等」という。)、教職員、児童等の保護者その他市長が必要と認める者に対する聴取等による調査又は当該調査に係る結果の検証若しくは報告書の作成を行う場合 1日につき30,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1日につき10,200円

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議(以下単に「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員(議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項の規定により組織する委員会の最初に行われる会議の招集は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

堺市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づき、堺市いじめ問題再調査委員会を設置することとし、必要な次の事項について定めるため、本条例を制定するものであること。

- (1) 設置及び所掌事務に関する事項
- (2) 組織及び委員の任期等に関する事項
- (3) 特別委員に関する事項
- (4) 報酬に関する事項
- (5) 委員長に関する事項
- (6) 会議及び関係者の出席に関する事項
- (7) 守秘義務に関する事項

2 施行期日

令和2年10月1日から施行するものであること。

堺市子どもを虐待から守る条例の一部を 改正する条例

堺市子どもを虐待から守る条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通報等」を「通告等」に改める。

第2条第4号中「病院」の次に「、警察」を、「弁護士」の次に「、警察官」を加える。

第4条第2項中「及び虐待」を「並びに虐待」に改める。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの」を「子どものしつけに際して、体罰を加えてはならず、及び子どもの人権に配慮し、その」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。

保護者は、虐待を決して行ってはならない。

第10条中第4項を第6項とし、同条第3項中「通告をした者又は相談」を「通告等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 子ども相談所長は、前項の通告又は相談（以下「通告等」という。）があった場合は、相互の連携及び協力の下、虐待を早期に発見し、その重篤化を防止するとともに、子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察に対して当該通告等について情報提供を行うことができる。
- 4 子ども相談所長は、前項の規定により警察に情報提供を行った場合は、当該情報提供に係る事案に適切に対応し、並びに子ども及び家庭への支援の充実を図るため、警察との情報共有に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市子どもを虐待から守る条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 子ども相談所長にあった虐待に係る通告及び相談について、虐待の早期発見及びその重篤化の防止並びに子ども及び家庭への支援の充実を図るため、これを警察に対して全件情報提供できるようにすることとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市立ビッグバン条例

(設置)

第1条 子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者、地域住民等による子どもの健全な育成に関する活動を支援するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の児童厚生施設として、堺市南区茶山台1丁に堺市立ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）を設置する。

(事業)

第2条 ビッグバンは、前条に規定する設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの夢、創造性及び感性を豊かに育むための事業
- (2) 文化活動等の体験を提供し、子ども相互間及び子どもと地域住民との交流を育む事業
- (3) 保護者、地域住民等による子どもの健全育成に関する活動の支援事業
- (4) 様々な媒体等を利用した幅広い広報活動に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ビッグバンの設置目的に資すると市長が認める事業

(入館料)

第3条 ビッグバン（別表第1に掲げる施設に限る。）に入館しようとする者は、同表に定める額の範囲内において市長が定める入館料を納付しなければならない。

(駐車場の使用料)

第4条 駐車場を利用しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において市長が定める使用料（以下「駐車料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 駐車料金は、自動車を駐車させた者から当該自動車を出場させる際に徴収する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、大型車等（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車をいう。以下同じ。）を駐車しようとする者については、駐車料金を前納させることができる。

(駐車料金の不徴収)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第11条の規定により国土交通大臣が定める自動車

(3) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3の規定により国土交通大臣が定める自動車

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める自動車
(入館料等の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は駐車料金（以下「入館料等」という。）を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第7条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、ビッグバンの利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げる者のほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第9条 何人も、ビッグバンにおいて、次の行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為

(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為

(3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる行為

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、ビッグバンからの退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第10条 ビッグバン（駐車場を除く。）の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。

(駐車場における禁止行為)

第12条 何人も、駐車場において、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、駐車場からの退去を命ずることができる。

(駐車場に係る損害賠償)

第13条 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害が自己の責めに帰すべき事由によらないことを証明したとき、又は市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 本市は、駐車場において、利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

- (1) 災害その他不可抗力により生じた損害
- (2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、ビッグバンの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定する

もの（以下「指定管理者」という。）にビッグバンの管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第15条 前条の規定により指定管理者にビッグバンの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ビッグバンの運営に関する業務
- (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務
- (3) ビッグバンの施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ビッグバンの管理上、市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第16条 市長は、第14条の規定により指定管理者にビッグバンの管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

（公告）

第17条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を公告するものとする。第19条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（報告、調査及び指示）

第18条 市長は、ビッグバンの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定

管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由によりビッグバンの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第20条 市長は、ビッグバンの利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 ビッグバン（駐車場のうち普通車（道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）を駐車する区画を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 ビッグバンの駐車場に普通車を駐車させた者は、自動車を出場させる際に当該駐車場に係る利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第21条 ビッグバンの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て指定管理者が定めること。

(2) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

2 前条第3項の規定は、前項第1号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者に係る損害の賠償）

第22条 指定管理者は、故意又は過失によりビッグバンの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第23条 この条例に定めるもののほか、ビッグバンの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備行為）

2 施行日以後の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第1（第3条、第20条関係）

施設	単位	入館料
屋内施設	1人・1日	1,300円
	1人・6か月	4,600円
	1人・1年	7,800円

備考 3歳未満の幼児等に係る入館料は、無料とする。

別表第2（第4条、第20条関係）

区分	単位	駐車料金
普通車	1台・1時間当たり	310円
大型車等	1台・1日当たり	1,200円

堺市立ビッグバン条例の制定について

1 制定の趣旨及び内容

大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）と泉ヶ丘公園等について、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンに位置付ける子どもコアの機能実現に向けて、本市がこれらを一体的に整備し活用するため、大阪府からビッグバンの移管を受け、当該施設を本市の公の施設として設置することとし、本条例を制定するものであること。

- (1) 設置に関する事項
- (2) 事業に関する事項
- (3) 入館料及び駐車場の使用料に関する事項
- (4) 利用の制限、禁止行為及び損害の賠償に関する事項
- (5) 駐車の拒否、駐車場における禁止行為及び駐車場に係る損害の賠償に関する事項
- (6) 指定管理者による管理等に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項

2 施行期日

令和3年4月1日から施行するものであること。

P F I による大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

次のとおり事業契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 大浜体育館建替整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営
- 2 契約の相手方 堺市西区宮下町 12 番 1 号
つながりーナ大浜 P F I 株式会社
代表取締役 浮穴 浩一
- 3 契約金額 変更前 8,566,860,240 円
うち取引に係る消費税額等 634,582,240 円
変更後 8,878,474,952 円
うち取引に係る消費税額等 692,843,177 円
- 4 仮契約の日 令和 2 年 8 月 14 日

[根 拠]

特定事業契約を締結する場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、あらかじめ議会の議決を得る必要があるため。

P F I による大浜体育館建替整備運営事業に係る 事業契約の変更について

1 変更する内容

- (1) 地中障害物の撤去処分による建設に係る増額
- (2) 消費税増税による管理運営に係る増額
- (3) その他条文の整備を行うもの

2 契約金額の変更 変更額(増) 311,614,712円

うち取引に係る消費税額等 58,260,937円

- ### 3 変更理由
- 地中掘削時に見つかった地中障害物の撤去処分が必要となったことから、建設に係る金額を変更するもの。
また、消費税増税に関して管理運営に係る金額を変更するもの。

負担付き贈与の受入れについて

次のとおり負担付き贈与を受け入れる。

1 贈与の目的

大阪府立大型児童館ビッグバン（以下「ビッグバン」という。）と泉ヶ丘公園等について、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンに位置付ける子どもコアの機能実現に向けて、本市がこれらを一体的に整備し活用するため。

2 贈与を受ける物件

(1) 堺市南区茶山台一丁4番1の一部（26,491.32㎡）に所在する建物（ビッグバン本館及び交流広場）並びに同建物及び敷地に附属する全ての設備、工作物、植栽一式

(2) 堺市南区茶山台一丁4番24、25の土地

土地面積 茶山台一丁4番24 56,652.68㎡

茶山台一丁4番25 15,128.88㎡ 合計 71,781.56㎡

3 贈与者

大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

4 贈与の条件

堺市は、ビッグバンの建設に係る起債償還額の内、金 8,395,058 円を負担するもの。

5 所有権の移転時期

令和3年4月1日

負担付き贈与の受入れについて

1 贈与の受入れの理由

大阪府立大型児童館ビッグバンと泉ヶ丘公園等について、泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョンに位置付ける子どもコアの機能実現に向けて、本市がこれらを一体的に整備し活用するため、当該物件の所有者である大阪府から贈与を受けるもの。

なお、物件の建設に係る起債償還額の一部の負担を伴うものであるため、地方自治法第96条第1項第9号に基づき、議会の議決を得る必要があるもの。

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託 に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託について、次の規約案をもって大阪狭山市と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託 に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、大阪狭山市（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を堺市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより甲が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とする。

- 2 前項の規定により甲が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。
- 3 各年度における乙の決算の結果、甲の納付した額に過不足が生じたときは、その翌年度の委託費において調整を行うものとする。

（収入の帰属）

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て乙の収入とする。

（経理）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

（決算の措置）

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲に通知しなければならない。

(委託事務の適正な管理及び執行)

第7条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について定期的に協議を行うものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置、維持及び管理)

第9条 甲は、甲の市域内の消防活動に常時有効に使用することができる消防水利施設を設置し、適正に維持し、及び管理しなければならない。

(施設等の使用の承諾)

第10条 甲は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等は無償で乙に貸与する。

(協議)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託 に関する協議について

大阪狭山市の消防事務を堺市が受託することにより、両市の消防力の強化が図られるとともに、効率的・効果的な運営が可能となることから、大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託に関する規約（案）に基づき、大阪狭山市と協議を行うものである。

町の区域の変更及び新設について

本市内の町の区域を次のとおり変更し、及び新設する。

1 変更の内容

- (1) 南島町一丁、南島町二丁、南島町三丁、南島町四丁及び南島町五丁の区域をそれぞれ別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- (2) (1)において除いた区域をもって南島町^{みなみしまちょう}六丁を別図2に示すとおり新設する。

2 施行期日

市長が定める。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の施行地区においては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とする。

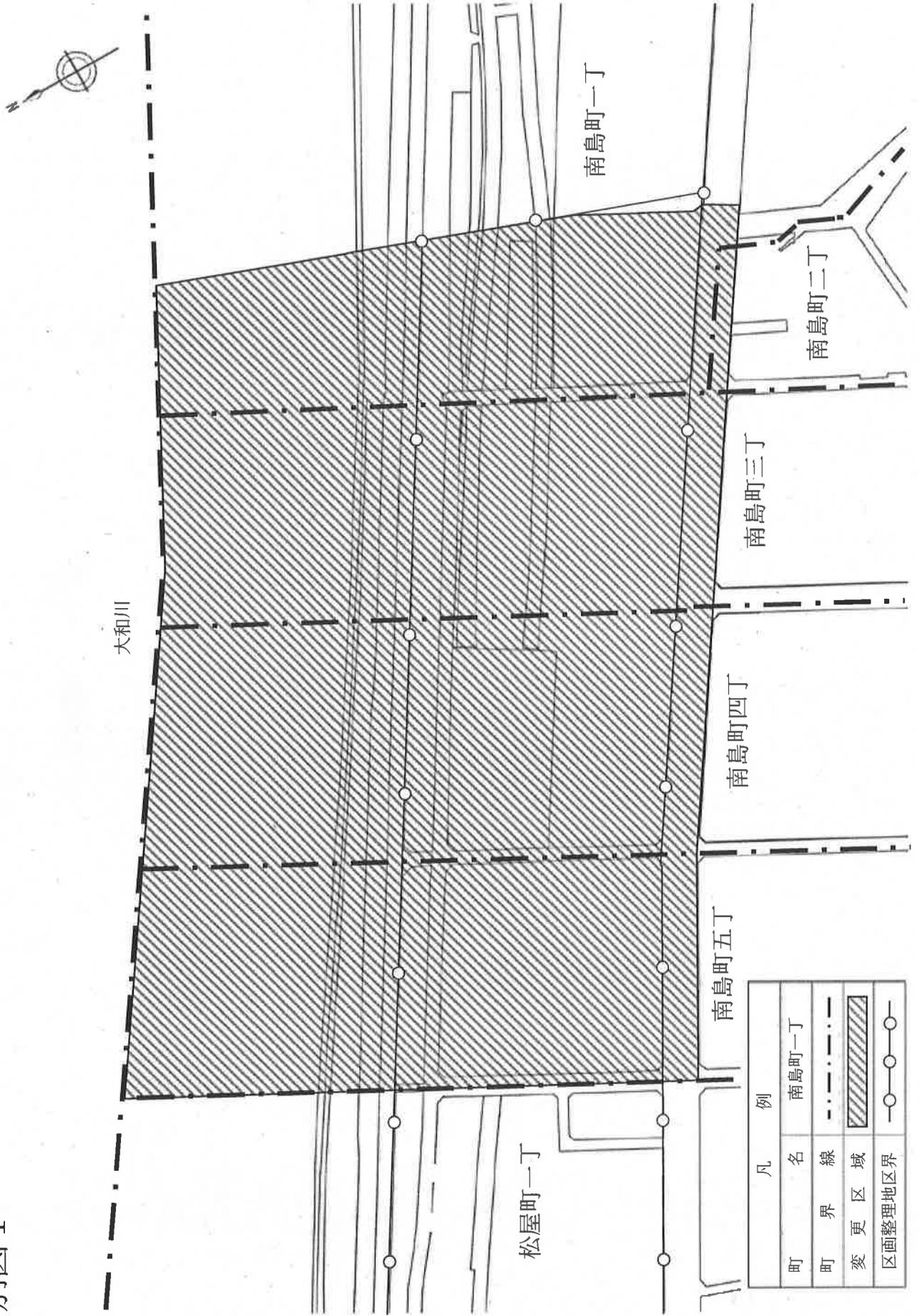
3 措置する理由

住居表示に関する法律に基づく街区方式による住居表示の実施に伴い、町の区域を合理的なものに整備する必要があるため。

[根拠]

地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別図1



市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
7695	深阪96号線	中区深阪3丁711番6地先 中区深阪3丁711番1地先		開発に伴う寄付
ハ1042	浜寺船尾西39号線	西区浜寺船尾町西1丁33番3地先 西区浜寺船尾町西1丁33番5地先		〃
カ590	香ヶ丘30号線	堺区香ヶ丘町1丁14番12地先 堺区香ヶ丘町1丁14番8地先		都市計画法第39条による 帰属
キ461	錦綾10号線	堺区錦綾町1丁54番8地先 堺区錦綾町1丁54番4地先		〃
7694	深井北54号線	中区深井北町754番8地先 中区深井北町754番1地先		〃
ケ548	白鷺16号線	東区白鷺町3丁299番74地先 東区白鷺町3丁299番98地先		〃
ケ549	白鷺102号線	東区白鷺町3丁299番78地先 東区白鷺町3丁299番77地先		〃
ケ550	白鷺103号線	東区白鷺町3丁1789番2地先 東区白鷺町3丁299番23地先		〃
ク347	黒土21号線	北区黒土町9番16地先 北区黒土町10番4地先		〃
ク867	南花田68号線	北区南花田町125番17地先 北区南花田町125番23地先		〃

市道認定路線図

整理番号 7695



凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

32-01

整理番号 ハ1042

浜寺船尾
第3公園

市立浜寺
東小学校

浜寺船尾西39号線

浜寺 船尾町西 1丁

33-3

33-5

浜寺 船尾町西 2丁

凡
例



認定道路

市道認定路線図

10-09

整理番号 力590

香ヶ丘町 1丁



凡例
→ 認定道路

南清

清水町 1丁

10-13

市道認定路線図

整理番号 ㌦461

市立錦綾小学校

錦綾10号線

錦綾町 1丁

54-8
54-4

錦綾町 2丁

錦綾町 1丁

錦綾町とうだいく
公園

社会福祉法人
文化学苑
文化保育園

凡例



市道認定路線図

整理番号 7694



深井北54号線

754-8 754-1

深井中町

深井
中町
会館

中町
会館

凡
例

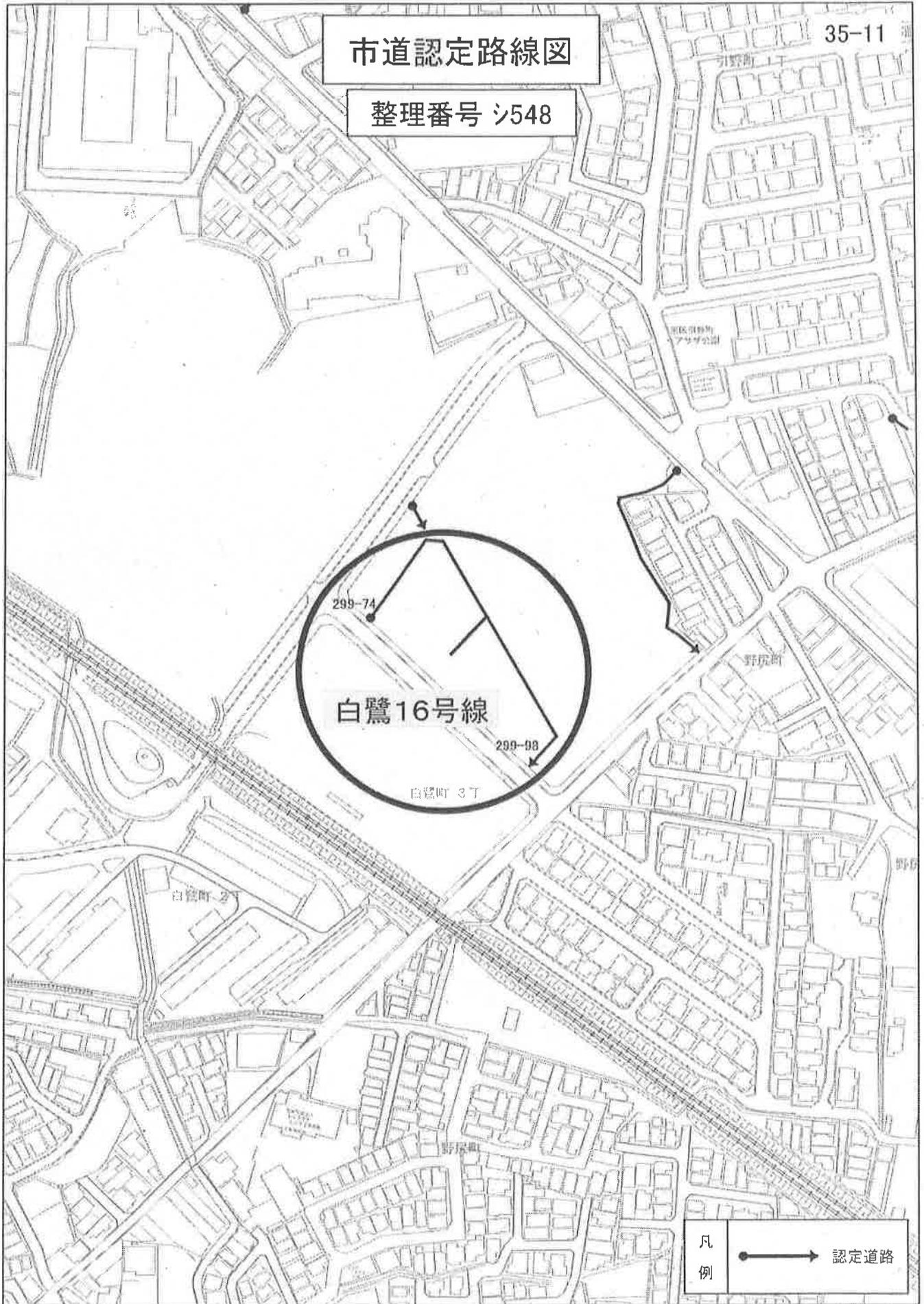


認定道路

市道認定路線図

35-11

整理番号 シ548



市道認定路線図

整理番号 シ549

白鷺102号線

299-78

299-77

白鷺町 3丁

凡例

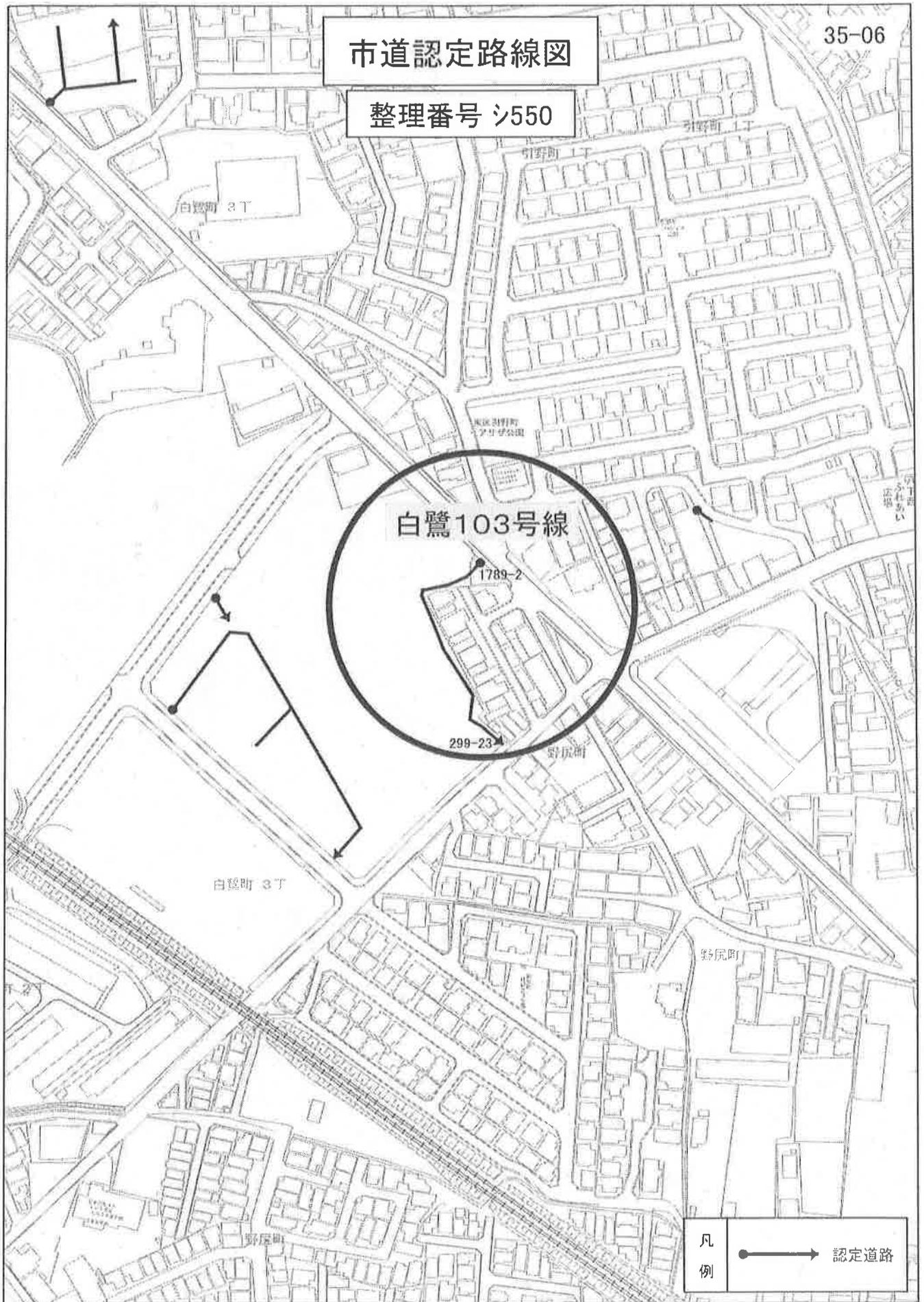


認定道路

市道認定路線図

35-06

整理番号 シ550



白鷺103号線

1789-2

299-23

白鷺町 3丁

凡例
→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7347

黒土町

黒土町会館

黒土21号線

9-16
10-4

向陵東町 1丁

向陵東町 2丁

向陵東町 2丁

凡例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 867

南花田68号線

125-17

125-23

市立北八下
幼稚園

南花田町
北ぐるま公園

南花田町
さくら公園

認定道路は、
凡例のとおり
矢印で示す
方向に通行可
なり。

凡例		認定道路
----	---------------------------------------------------------------------------------------	------

高石市の市道路線認定に関する承諾について

次のとおり高石市の市道路線を認定することについて承諾する。

- 1 整理番号 30168
- 2 路線名 南海中央線
- 3 起点終点 起点：高石市東羽衣2丁目390番2地先
終点：和泉市葛の葉町3丁目457番1地先
- 4 重要な経過地 堺市西区鳳西町3丁749番地先から749番地先まで
及び
堺市西区鳳西町3丁751番地先から755番地先まで

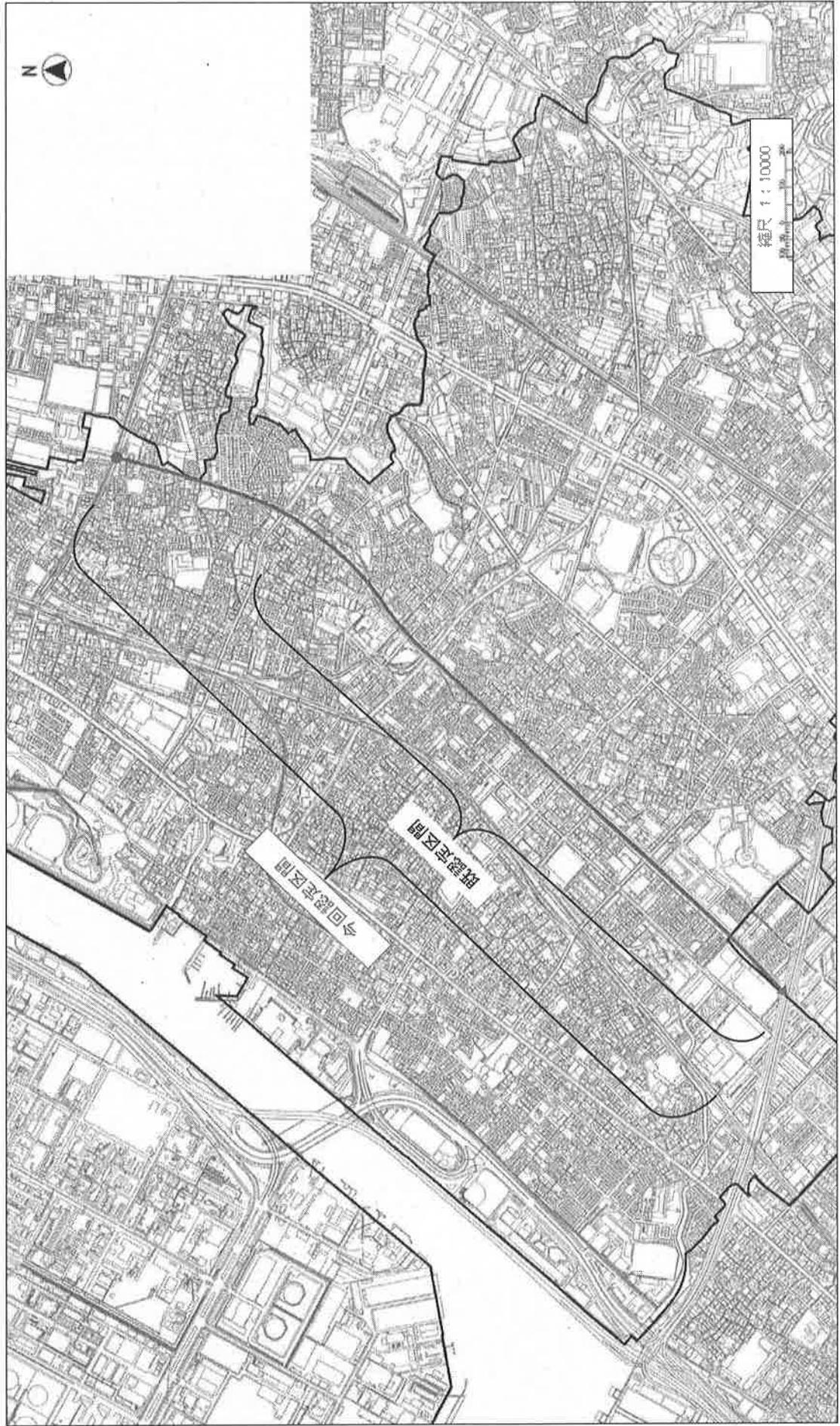
[根拠]

道路法第8条第4項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

高石市の市道路線認定に関する承諾について

高石市長から、一部堺市域を含む高石市道路線を認定することについて承諾を求められたため、承諾するにあたり道路法第8条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

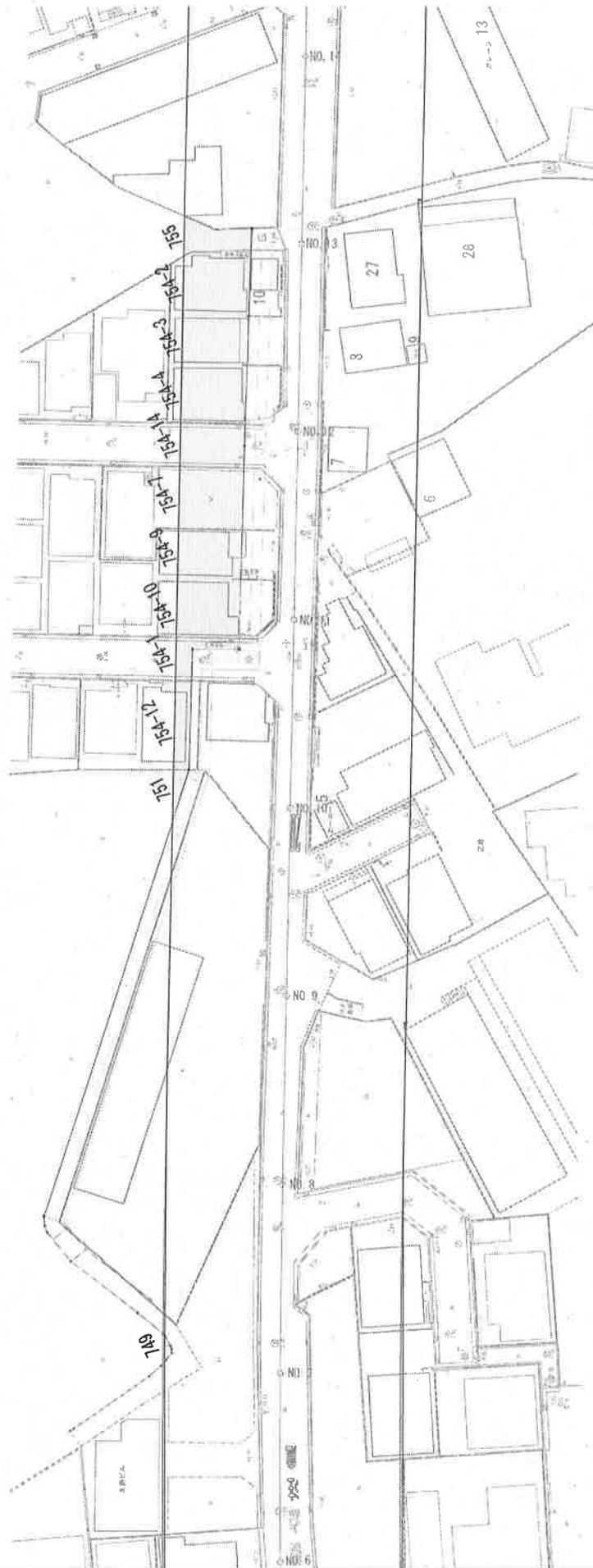
市道認定箇所図



市域外道路地番合成図



堺市南区藤西町2丁目



堺市南区藤西町2丁目

凡例

-  : 堺市域
-  : 都市計画線

堺市地番一覧表

町名	地番	面積(m ²)
鳳西町3丁	749	3.90
	751	4.02
	754-1	24.68
	754-2	47.31
	754-3	35.75
	754-4	41.82
	754-7	41.32
	754-9	36.22
	754-10	41.08
	754-12	15.34
	754-14	37.62
	755	3.68
合計		332.74

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
46	2.7.28	43,571	堺市堺区*** ****	*****	令和2年4月6日(月)午後6時ごろ、堺市西区浜寺船尾町東2丁220地先において、相手車両が駐車場から市道浜寺船尾13号線に出ようとしたところ、路面舗装の剥離によるくぼみでバンパー部分を損傷したものの。
49	2.7.29	71,852	堺市南区豊田 368-1	株 式 会 社 K N C 技 建 代 表 取 締 役 北 知 明	令和2年4月15日(水)午前7時ごろ、堺市南区豊田368-1地先において、相手方所有車両が市道桃山台60号線を走行中、対向車を避けるため側溝側に寄せたところ、側溝蓋が跳ね上がり、左側サイドガード等を損傷したものの。
47	2.7.28	2,100	堺市堺区*** ***** ****	*****	令和2年6月4日(木)午前11時ごろ、堺市北区北長尾町3丁3-21番地先において、相手方が自転車で府道大阪高石線(現)を走行中、路面舗装の剥離箇所の後輪タイヤがパンクしたものの。
48	2.7.28	257,004	富田林市*** ***** ****	*****	令和2年6月10日(水)午後2時ごろ、堺市美原区菅生1731番地先において、相手方所有車両が市道菅生30号線沿いの駐車場に進入しようとしたところ、側溝蓋が跳ね上がり、車両底部を損傷したものの。

50	2.7.29	236,390	大阪市平野区長 吉長原4丁目1- 26	株 式 会 社 関 西 住 建 代 表 取 締 役 小 林 賢 人	令和2年6月15日(月) 午後4時ごろ、堺市美原 区今井332-1番地先にお いて、相手車両が府道 大阪中央環状線を走行 中、路面舗装のたわみ によるくぼみで左側前 後輪タイヤホイールを 損傷したもの。
----	--------	---------	---------------------------	--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 市長の専決事項の指定第5項

(公園緑地部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契 約 金 額
			住 所	氏 名	
51	27.30	原山公園再整備運営事業に係る設計、建設、維持管理及び運営	堺市堺区海山町2丁123番地	原山公園PFI株式会社 代表取締役 齋藤 誠	変更前 4,872,417,656 円 (消費税額等 383,677,881 円) 変更後 4,951,288,023 円 (消費税額等 390,847,914 円)

による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
<p>78,870,367 円 (消費税額等 7,170,033 円)</p>	<p>①建設工事期間の延長に伴う増額変更 ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う増額変更 ③維持管理・運營業務期間の短縮に伴う減額変更</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部設備の部品調達が困難となったため、建設工事期間を2か月延長したことに伴い、仮設材費用や安全費、機械経費等の追加経費が生じたことによる増額 ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、作業事務所における換気対策及び感染対策等に伴う経費の増額 ③ 建設工事期間が延期したことにより、維持管理・運營業務の期間が2か月短縮された。それに伴い、当初見込んでいた建築物の保守管理業務等が不要となったことによる減額</p>

令和2年第4回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その8）

令和2年8月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印刷 協和印刷株式会社

配架資料番号
1-B2-20-0107

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。